

短期入所生活介護サービス利用契約書

ご契約者 _____ を甲とし、

事業者 特別養護老人ホーム 春風荘 を乙とし、

下記のとおり短期入所生活介護サービス契約を締結します。

(事業の目的)

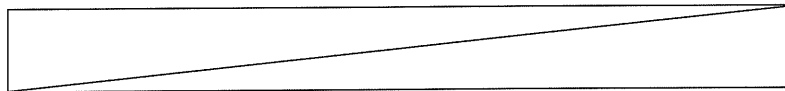
第1条 乙は甲に対し、介護保険法の趣旨に従って、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう各種サービスを提供します。

(要介護状態区分等)

第2条 甲の契約日時点における要介護認定区分は _____ です。

2 甲の要介護認定の期間は 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 までです。

3 被保険者証に記載された認定審査会意見書は下記のとおりです。



4 甲は、短期入所生活介護サービスを受けるつど乙に被保険者証を提示し乙は、この被保険者証により、甲の被保険者資格、要介護認定有無、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を確認します。

(事業者及び施設)

第3条 乙は介護保険法に基づいて、長崎県知事から指定を受けた指定短期入所生活介護事業者です。

2 施設の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書6章～8章」に記載したとおりです。

(契約期間)

第4条 この契約期間は令和 年 月 日から要介護認定期間の満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 契約満了日の30日以上前までに甲から書面による更新拒絶の申出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了とします。

(短期入所生活介護サービスの基本内容)

第5条 乙は甲に対して、甲が一時的に居宅において日常生活を営むのが困難な場合に、乙の運営する第3条の施設において、短期入所生活介護サービスを提供します。なお、サービスの内容については、別紙「重要事項説明書9章」記載のとおりです。

2 乙は、介護保険給付短期入所生活介護サービスとして、排泄、入浴、着替え等の介助その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、その他自立への支援、送迎を提供できます。別紙「重要事項説明書9章」

3 乙は、介護保険給付外短期入所生活介護サービスとして、理美容、日常生活用品の購入、特別な食事、通常の送迎区域外の送迎、移送、レクリエーション等を提供できます。別紙「重要事項説明書9章」

(短期入所生活介護サービスの基本方針)

第6条 乙は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、甲の心身状態、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するように努めます。

2 乙は、甲の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、短期入所生活介護サービスの目標を設定し、第8条に規定する短期入所生活介護計画が作成されたときはこれに基づき、そうでない場合は居宅サービス計画にそって、計画的にサービスを行います。

3 乙は、提供する短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって短期入所生活介護サービスの提供を行います。

4 乙は、甲の被保険者証に認定審査会の意見が付されているときは、それに配慮してサービスの提供を行います。

5 乙は親切丁寧を旨としてサービスを提供するよう努め、本状のサービスの提供にあたって甲及び甲の家族から説明を求められたときは、提供方法等についてわかりやすく説明します。

6 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合をのぞき、甲の身体を拘束しあるいはその他の甲の行動を制限することはありません。

(他のサービス提供者との連携)

第7条 乙は、甲に対して短期入所生活介護サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(短期入所生活介護計画の作成・変更)

第8条 乙は、甲が相当期間以上継続して入所する場合には、甲の心身の状況や希望および置かれている環境を踏まえて、他の短期入所生活介護従業者と協議の上で速やかに、短期入所生活介護計画を作成します。

2 短期入所生活介護計画には、短期入所生活介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

3 短期入所生活介護計画は、居宅介護サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容にそって作成します。

- 4 乙は、甲に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合には、乙は、甲に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅介護サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 5 乙は、短期入所生活介護計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、甲の希望にも配慮し、必要に応じて当該短期入所生活介護計画の変更を行います。また、居宅サービス計画（ケアプラン）に変更があった場合も同様です。
- 6 甲は、乙に対し、いつでも短期入所生活介護計画の内容を変更するよう申出ることができます。この場合、乙は、明らかに変更の必要が無いときまたは変更が第1条の趣旨に反する場合を除き、甲の希望に副うように計画を変更します。
- 7 乙は、短期入所生活介護計画を作成または変更したときには、甲及び甲の家族に対し書面を交付してその内容を説明し、甲の同意を得ます。

（居宅サービス計画変更の援助）

第9条 乙は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合で、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望するときは、速やかに居宅介護支援事業者に連絡する等必要な援助を行います。

（甲の短期入所生活介護サービス利用）

- 第10条 乙が提供する短期入所生活介護サービスうち、甲が利用するサービスの具体的な内容は、短期入所生活介護サービス利用申込のつど、甲と乙との文書による合意により決めるものとします。
- 2 甲が乙の提供する短期入所生活介護サービスを受けようとする場合には、甲は、利用を希望する期間の初日の一ヶ月前から、乙に対して利用する期間を明示して申込むものとします。これに対して乙は、居室が確保できないなど施設運営に著しい支障をきたさない限り、甲の利用を断ることはできません。
 - 3 乙は、前項後段において甲の利用を断る場合にあっては、甲の利用する居宅介護支援事業者への連絡、その他適当な短期入所生活介護事業者の紹介等必要な措置を講じます。
 - 4 甲は、乙の施設を提供するにあたって、別紙「重要事項説明書17章」記載の留意事項にしたがいます。

（居室の利用）

第11条 乙が甲に提供する居室の定員は1人部屋です。

- 2 入所後、甲から居室の変更の申出があった場合で乙がその申出を相当と認めたとき、または乙が施設運営上特に必要と認めたときには、居室の変更を行います。

（健康管理）

第12条 乙は、常に甲の健康状態に留意するとともに、適宜看護職員による健康相談と必要な場合「重要事項説明書9章・14章」記載の担当主治医・嘱託医師による診察を実施します。

（相談及び援助）

第13条 乙は、常に甲の心身の状況、そのおかれている環境等を的確に把握し、甲及びその家族に対して心配事や悩みについての相談及び援助に努めます。

(財産の保全・管理)

第 14 条 乙は、甲から金銭その他財産について預かったり管理するよう依頼があっても原則としてお断りいたします。

(短期入所生活介護サービスの提供記録)

第 15 条 乙は、甲に対して短期入所生活介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。

2 乙は甲に対する短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から 2 年間保存します。別紙「重要事項説明書 10 章」参照

3 甲または甲の家族は、乙に対し、いつでも 1 項に規定する書面その他乙が作成した甲の短期入所生活介護サービスの提供に関する記録の閲覧および謄写を求めることができます。ただし、謄写に際して、乙は甲または甲の家族に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(利用料等)

第 16 条 甲は乙に対して、乙から提供を受ける各種介護保険給付サービスならびに各種介護保険給付サービスについて、別紙「重要事項説明書 9 章」のとおり利用料等を支払います。

2 乙は、甲が支払うべき短期入所生活介護サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、甲にかわって支払を受けます。

3 乙は、甲に対し、毎回のサービス利用終了時に、利用料等の請求書を発行します。請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、種類毎に利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無等を明示します。

4 甲は、乙に対し利用料等をサービス利用終了時に、乙の指定する方法で支払います。別紙「重要事項説明書 9 章」のとおり

5 乙は、甲から利用料等の支払を受けたときは、甲に対して、領収証を発行します。領収証には、乙が提供する各種サービス毎の介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を明示します。

(利用料の滞納)

第 17 条 甲が乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく 3 か月以上滞納した場合において、乙が甲に対して滞納額を支払うように催告したにもかかわらず、全額の支払がないとき、乙は、全額の支払があるまで甲の利用をお断りもしくは契約の解除をすることができます。別紙「重要事項説明書 12 章」参照

(秘密保持)

第 18 条 乙及び乙の従業員は、正当な理由が無い限り、甲に対する介護サービスの提供にあたって知り得た甲またはその家族の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中業務上知り得た甲またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。

3 甲は、乙がサービス担当者会議等において甲の個人情報を用いることに同意します。又は、甲の家族から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いませぬ。

(損害賠償)

- 第 19 条 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償します。ただし、甲または甲の家族に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減ずることができます。
- 2 乙は、万が一の事故の発生に備えて、社会福祉施設総合賠償補償共済制度に加入しています。
 - 3 甲の故意または重過失により、乙の施設または備品の利用につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、甲及び乙は署名または記名、押印の上、各自1通ずつ所持します。

令和 年 月 日

ご契約者 (甲)	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。 私はこの契約書の定めるところに従い、貴施設における各種サービスの利用を申し込みます。		
	住 所	〒	
	氏 名	⑩	
電話番号		携帯電話	

ご契約者 (甲)の家族	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人の契約意思を確認しました。		
	本人との関係		
	住 所	〒	
	氏 名	⑩	
電話番号		携帯電話	

サービス事業者 (乙)	当事業所は、指定短期入所生活介護事業者として甲の申し込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います。		
	所 在 地	〒 8 5 9 - 4 7 5 2	
		松浦市御厨町里免384番地1	
	氏 名	特別養護老人ホーム 春風荘 施設長 朝 永 春 郎 ⑩	
電話番号	0956-75-2889	F A X	0956-75-2900